中標津町国際交流ボランティア登録制度　募集要項

１．目的

　中標津町で行われる国際交流事業を通じて、諸外国の文化や習慣の相互理解、多文化共生社会の推進を図ることを目的としています。

２．ボランティア登録の対象者

　下記のすべてに該当する方

・満18歳以上の町民で、国際交流活動に興味があること。

・本事業に対しご家族の理解を得られること。

・（交流イベントスタッフ・外国語通訳ボランティアの場合）イベント開催地までご自身で来る

ことができること。

・（ホームステイ・ホームビジットの受入れの場合）自家用車での送迎が可能であること。

※交流イベントスタッフ、ホームステイ・ホームビジットの受入れには一定の語学力があることは望ましいですが、必須条件ではありません。どうぞ、お気軽にお申込みください。

※未成年の方は、保護者等の同意がある場合は登録可能です。

３．ボランティア登録の種類

①交流イベントスタッフ　　交流イベントの運営補助　など

②外国語通訳ボランティア　交流イベントでの通訳、外国語文書の作成（ＳＮＳ、チラシに掲載する資料　など）

③ホームステイ・ホームビジットの受入れ

◇ホームステイ（宿泊を伴うもの）

・受入れ期間は原則、上限が６泊７日となります。

・ご家庭には、送迎経費の一部として受入れする外国人（以下、ゲストという。）１名につき1,500円をお支払いします。７泊以上に及ぶ場合は、予算の範囲内で１日につき1,000円を更にお支払いします。

◇ホームビジット（宿泊を伴わないもの）

・受入れは宿泊を伴わない内容とし、原則夕方に解散とします。

・ご家庭には、送迎経費の一部としてゲスト１名につき1,500円をお支払いします。

④活動の条件　など

・活動に要する費用は、自己負担になります。ただし、ゲストの都合や希望により発生する経費はゲストの負担となります。

・活動に際し、町では保険加入は行いません。ご自身でご加入の保険会社様にご相談ください。

・活動をお願いする場合、こちらからご案内させていただきます。また、必要に応じ、打合せを行うことがあります。

◇ホームステイ・ホームビジットの受入れの場合

・ホームステイの初日にゲストとの対面の場を設けますので、送迎が発生することがあります。また、最終日にも送迎が発生することがあります。

・受入れ期間中並びに終了後、町の担当職員が状況の確認をさせていただくことがあります。

・受入れ時に問題が発生した場合、中標津町と紹介団体等が連携し対応します。

４．受入れ対象外国人（ゲスト）

　下記のいずれかに該当する者

　・外国人の受入れを行っている団体等からの依頼による者。

　・所属教育機関からの依頼による者。

　・中標津町が開催する交流イベントに参加したことがある者。

※一般の個人旅行者の受入れは行いません

※ホームステイ・ホームビジットの場合、ゲストの保険についてはご自身や依頼団体にて対応してください。

５．ボランティア登録の方法

・「中標津町国際交流ボランティア登録申込書」に記入いただき、下記まで提出してください。

・手続きの際、希望される活動内容や条件等、担当職員が面談にて確認をさせていただきます。

・提出の際、身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要となります。また、身分証の写しをとらせていただきます。

　・登録完了後、ボランティア登録カードを交付します。活動の際の名札として使用しますので、大切に保管してください。

・ボランティア登録カードの有効期限は登録年度末（３月31日まで）です。登録の更新については、都度確認させていただきます。

　・登録内容が変更になった場合は、随時お知らせください。また、登録を取り消す場合はご連絡ください。その際、ボランティア登録カードはご返却いただきます。

　・町の判断で登録を取り消すことがありますのでご承知おきください。

【問い合わせ先】

中標津町経済部経済振興課地域振興係

〒086-1197　北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

TEL　0153-74-0465

メール　chiiki@nakashibetsu.jp